

第1回福祉保健研修センターウィリング横浜指定管理者選定評価委員会 議事録

日 時	令和4年6月14日午後3時30分～午後5時
場 所	横浜市役所 16階 N03 会議室
出席者	選定委員：小林委員、佐藤委員、瀬戸川委員、中野委員、平野委員 事務局：内田地域福祉部長、柿沼地域支援課長、花摘担当係長、藤生
欠席者	小澤委員
開催形態	公開（傍聴者：0名） ※議題3・4は非公開
議 題	(1) 委員長及び委員長職務代理者の選出について (2) 会議の公開・非公開について (3) 公募要項（案）について (4) 審査・選定方法（案）について
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長は平野委員、職務代理者は佐藤委員とする。 ・本委員会は議題3・4を非公開とし、第2回選定委員会は「各団体からのプレゼンテーション、質疑応答」は応募団体関係者を除き公開、審査を非公開とする。 ・公募要項及び評価基準は、「オンラインのニーズ」、「情報資料室の利用促進」、「人材確保・定着支援事業」、「研修の広報や研修資料の工夫」の4点を修正する。 ・審査・選定方法、選定スケジュールは、事務局の原案どおりとする。
議 事 等	
<p>1 事務局からの説明等（議事前）</p> <p>(1) 各委員・事務局紹介、定足数の確認 選定委員6名中5名出席。半数以上の出席により、本委員会は成立。</p> <p>(2) 関連規定（条例、要綱等）の確認</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 委員長及び委員長職務代理者の選出について 平野委員が、選定評価委員会運営要綱第6条第1項により、委員長に決定。 職務代理者は、同第6条第3項により、佐藤委員を指名。</p> <p>(2) 会議の公開・非公開について 第1回委員会は、「公募要項（案）について」及び「審査・選定方法（案）について」を非公開とする。 第2回委員会は、プレゼンテーション及びヒアリングは応募団体関係者を除き公開、審査を非公開とする。</p> <p><以降、非公開></p> <p>(3) 公募要項（案）について 事務局から、公募要項（案）を説明。</p>	

(中野委員)：利用者側の視点から

- ・オンラインでの講座や研修も増えているが、Wi-Fi が不安定で、使えないことがある。
- ・貸室は午前・午後・夜間の3時間ごとの枠で、研修等開催後の片付けまで枠内で納めるのは難しい。各枠の間の1時間は、1時間単位の料金設定とし、誰もが使える等だと講座の主催者は助かると感じる。
- ・上大岡駅からゆめおおおかビルへのアクセスは良いが、ゆめおおおかビル内でウィリング横浜にたどり着くまでの道順が分かりにくい。
- ・施設内の自動販売機の設置場所が限られていて、わかりにくい。
- ・情報資料室はとても良い施設だと思うが、利用者が少ない。

(平野委員長)：中野委員の意見は、利用者の視点として大切な内容だ。公募要項に盛り込めるか。指定管理者との運用協議に入れるという方法もあると思うが。

(事務局)：

- ・館内の道順や自販機の場所は、現在の指定管理者と調整して改善することも可能な内容なので、ご意見については運用協議としたい。
- ・条例において、午前・午後・夜間の3時間ごとの枠の他に、それ以外を「時間外」とし、利用料金の上限額も設定できることとなっている。
また、利用料金の額も、条例で定められた範囲内で横浜市と協議して決めることとなっているので、各枠の間の1時間も利用は可能と考える。ご意見については、指定管理者が決定した段階での運用協議としたいと考える。
- ・情報資料室をより活用するべきという点は、例えば、公募要項の評価基準に入れることで、選定委員会として次期指定管理者へ期待する点として、応募者にお伝えできると、事務局としては考える。委員の皆様にも、次の議題でご議論いただきたい。
- ・Wi-Fi の不安定さは、ゆめおおおかビルの構造上の問題が大きく、今の指定管理者もポケット Wi-Fi の貸出を行う等、可能な範囲で改善している。設備上の限界もあり、大規模な改修等は市の責任で行う必要があるが財源を含めて簡単ではない。現状の中でも指定管理者として「オンラインのニーズに応じて可能な工夫をすること」を、『指定管理者 業務の基準』の「3 施設・設備の管理運営及び提供に関すること」の「(3) 施設・設備の管理運営及び提供に関する業務」に追記するのはどうか。

(各委員)：オンラインのニーズに関する追記は、事務局案が良い。

(4) 審査・選定方法について

事務局から、「審査・選定方法」及び「評価基準」の案を説明。

- ・各委員は、評価基準の各項目を5段階評価で採点し、係数をかけて配点を出す。
- ・重要な評価項目は配点を高くなっており、配点に合わせた係数としている。
- ・出席した委員の配点を合計した総得点が最も高い団体を指定管理者の候補者とし、総得点が2位の団体を次点候補者とする。
- ・最低基準は、総得点の60%とする。
- ・最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても、再公募を行う。

(平野委員長)：各委員の持ち点合計は200点で、委員会全体では1200点満点となり、最低基準の60%とは、各委員の合計点を足し合わせた総得点の60%である720点を指すということでしょうか。

(事務局)：その通り。

○情報資料室の利用促進について

(平野委員長)：先ほどの中野委員の意見の情報資料室については、どれに該当するだろうか。

(事務局)：

「4 施設の運営管理」の「(5) 広報・利用促進計画」に、「情報資料室等のウィリング横浜の独自施設の利用促進」を追記するのはどうか。または、「5 事業の企画・実施」の「(3) 福祉、保健等に関する情報の収集、及び提供」に加えることができると思う。

(平野委員長)：施設をより活用をしてほしい趣旨なので、前者が適切かと思う。

○人材確保・定着支援事業について

(小林委員)：

「5 事業の企画・実施」の「(5) 福祉、保健等に関する人材確保・定着支援事業」で、事務局案が人材定着支援を強化しようとする点に賛成するが、評価基準からはその意図が読み取りにくいように思う。カウンセリングからみられる傾向等を施設の経営者にフィードバックする取組は貴重である。相談者のプライバシーを守った上で、どんな情報を提供するか判断は難しいかもしれないが、情報発信に努めてほしいと思う。

(事務局)：了解した。人材定着につながる情報発信も必要とわかりやすくなるよう修正する。

(中野委員)：カウンセリングから得られた情報を、横浜市は活用しないのか。

福祉人材が定着できない理由・傾向を横浜市は把握しないのか。

(事務局)：現在は、カウンセリングの内容分析ができていない。次期指定管理の中では得られた情報を横浜市の施策に反映させていく必要があると思う。

○研修の広報や研修資料の工夫について

(佐藤委員)：

「5 事業の企画・実施」の「(1) 人材育成事業」に、開催方法の工夫については記載があるが、研修の広報に関する工夫も必要ではないか。どんなに素晴らしい研修プログラムでも、必要な人に開催情報が届いていないと受講してもらえない。

また、施設から代表者が研修に参加し、施設内に研修資料を回覧するようなことも想定されるので、資料の工夫もあると良い。読むだけで内容がわかる資料であれば、研修参加者1名だけでなく、より多くの対象者に伝えられることになる。

(事務局)：了解した。研修の広報や研修資料の工夫について追記する。

○応募説明会について

(平野委員長)：応募説明会では、前回の公募要項から変わっている部分や重要な評価項目について丁寧に説明して欲しいと思う。

(事務局)：了解した。

○面接時のプレゼンテーションについて

(瀬戸川委員)：プレゼンテーションの15分は、準備時間は別枠とし、発表に15分かけられるよう、応募者に配慮してほしい。

(事務局)：了解した。

3 公募要項及び評価基準の修正箇所

(1) オンラインのニーズについて

『指定管理者 業務の基準』の「3 施設・設備の管理運営及び提供に関すること」の「(3) 施設・設備の管理運営及び提供に関する業務」に、「オンラインのニーズに応じて運営をする工夫をすること」を追記する。

(2) 情報資料室の利用促進について

「4 施設の運営管理」の「(5) 広報・利用促進計画」に、「情報資料室等のウィリング横浜の独自施設の利用促進」を追記する。

(3) 人材確保・定着支援事業について

「5 事業の企画・実施」の「(5) 福祉、保健等に関する人材確保・定着支援事業」の審査の視点を、働きやすい職場づくりにつながる取組も必要であるとわかるよう修正する。

(4) 研修の広報や研修資料の工夫について

「5 事業の企画・実施」の「(1) 人材育成事業」に、研修の広報や研修資料の工夫について追記する。

4 その他

- ・事務局で修正案を作成し、平野委員長に確認を行った上で、公募要項を確定することとする。
- ・次回、第2回選定委員会は、9月8日（金）の予定。

<p>資 料</p>	<p>【資料 1】 福祉保健研修交流センター指定管理者選定評価委員会 委員名簿</p> <p>【資料 2】 関連規定</p> <p>(1) 横浜市福祉保健研修交流センター条例</p> <p>(2) 福祉保健研修交流センターウィリング横浜の指定管理者の候補者の選定に関する要綱</p> <p>(3) 横浜市福祉保健研修交流センター指定管理者選定評価委員会運営要綱</p> <p>【資料 3】 福祉保健研修交流センター ウィリング横浜 指定管理者公募要項 一式</p> <p>(1) 指定管理者 公募要項</p> <p>(2) 指定管理者 業務の基準（公募要項 別添 1）</p> <p>(3) ウィリング横浜 施設の構成（公募要項 別添 2）</p> <p>(4) 応募書類様式集（公募要項 別添 3）</p> <p>(5) 指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き（公募要項 別添 4）</p> <p>【資料 4】 審査・選定方法</p> <p>(1) 審査・選定方法（案）について</p> <p>(2) 評価基準項目（案）</p> <p>【資料 5】 確認書</p>
------------	--